別　紙

**県営都市公園における小型無人飛行機（ドローン等）使用の許可の流れ**

|  |
| --- |
| **（許可要件）**  １　航空法の規定を遵守するものであること（許可承認書の写しを提出）。  （１）150m以上の高さの空域，空港周辺の空域及び人口集中地区の上空の飛行は国土交通大臣の許可を受けるものであること。  （２）飛行させる場所に関わらず，以下のルールを守ること。ただし，⑤～⑩に該当する場合は，国土交通大臣の承認を受けるものであること。  ①　アルコール等を摂取した状態では飛行させないこと  ②　飛行に必要な準備が整っていることを確認した後に飛行させること  ③　航空機や他の無人航空機と衝突しそうな場合には，地上に降下等させること  ④　不必要に騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと  ⑤　夜間（日没から日出まで）の飛行  ⑥　目視範囲外の飛行  ⑦　第三者又は第三者の建物，第三者の車両などの物件との距離が30m未満の飛行  ⑧　祭礼，縁日など多数の人が集まる催し場所の上空での飛行  ⑨　爆発物などの危険物輸送  ⑩　無人航空機からの物件投下  ２　使用者や使用目的は限定しない（ただし，遵守事項を承諾できる者）。  ３　公園利用や施設管理上で支障とならないこと（人込みが想定される場合や文化財周辺での使用は不可）。  ４　飛行可能範囲は，公園区域上空とするが，公園毎に管理者が必要に応じて設定した飛行禁止区域を除くものとする（特段の事情により管理者が認めた場合はこの限りではない）。  ※使用に際しては，飛行する区域をあらかじめ届出する。  ５　使用可能時間は，原則として，管理事務所の開所時間とする。  ６　運動場や体育館など，有料施設を借り切っての使用は認める。 |

**（許可の流れ）**

|  |
| --- |
| 航空法の許可承認書を取得  公園内での利用に際しては，航空法の規定「第三者又は第三者の建物，第三者の車両などの物件との距離が30ｍ未満の飛行」に該当するとし，承認を得ること。  また，150ｍ以上の高さの空域，空港等の周辺，人口集中地区の上空での利用の際は，許可を得ること。 |

|  |
| --- |
| 小型無人飛行機の使用前に管理事務所へ相談  管理者は，航空法の許可承認書の確認を行う。また，遵守事項の説明及び使用内容（場所，時間，安全対策等）の確認を行い，公園管理上の支障の有無を判断する。 |

|  |
| --- |
| 管理上の支障があるかを確認 |

支障あり

支障なし

|  |
| --- |
| 県の許可要件上支障となる事項を調整 |

調整後

|  |
| --- |
| 管理事務所にて使用届（別紙様式）を提出  （茨城県都市公園条例第３条に該当するものは，行為許可申請書も併せて提出）  【本人確認のうえ，使用に伴う遵守事項に署名又は押印を要する】 |

|  |
| --- |
| **（遵守事項）下記項目を承諾(署名又は押印)させたうえで使用を認める。**  **(未成年は保護者署名）**  ➀航空法の規定を遵守すること。（許可承認書の写しを提出）  ②届出した飛行区域内において使用すること。  ③強風時は飛行を中止すること。  ④墜落したときは速やかに機体を回収すること（池などに墜落した場合を含む）。ただし，回収が困難な場合は，直ちに公園管理者に連絡し，指示を受けること。  ⑤使用に際しては，公園管理者の指示に従うこと。  ⑥使用に伴い，人や公園施設に危害を及ぼした場合は，速やかに公園管理  者に報告し，その責任は使用者(又は保護者)が負うこと。  ⑦そのほか，他の人が危険や迷惑を感じるような使用は行わないこと。 |

|  |
| --- |
| 管理者は使用届受領（受付印押印）のうえ，使用者へ写しを発行。 （茨城県都市公園条例第３条該当事項は行為許可書を発行 |